

京都市消防局告示第3号

平成17年10月31日京都市消防局告示第3号（京都市火災予防条例第30条の2第2項第1号の規定に基づく閉鎖型スプリンクラーヘッドに関する基準）の一部を次のように改めます。

令和元年6月11日

京都市消防局長 山内 博貴

制定文中「平成18年6月1日」を「令和元年6月11日」に、「作動時間が60秒以内」を「種別が第1種」に改める。

（消防局予防部市民安全課）